



28環第174号  
平成28年6月6日

関係各位

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策  
を中心として－」の結果に基づく勧告について（通知）

日ごろから、本県の環境行政の推進について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年5月13日に総務省から、環境大臣を含む関係大臣に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたことを受け、環境省から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

当該通知では、事前調査の適正な実施の確保、事前調査結果等の適切な掲示の確保及び特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理の推進等留意事項が示されています。

つきましては、別添のパンフレットをご活用の上、貴団体会員にご周知いただき、通知の趣旨に留意し、引き続き、アスベストの飛散・ばく露防止対策についてご協力願います。

担当 環境政策課大気・環境評価係 大和田 Tel 089-912-2347 Fax 089-912-2344
---







# 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の 適切な処理のお願い

## 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理について

アスベスト含有成形板など、特定建築材料以外のアスベスト含有建材（レベル3建材）については、特定建築材料に比べ、相対的にアスベストの飛散性は低いものの、除去作業時に破砕や切断するなど、その取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散する恐れが指摘されています。

### ◎主な特定建築材料以外のアスベスト含有建材

石綿含有成形板（石綿含有スレート波板、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有ビニール床タイル等）、石綿セメント管、石綿含有ガスケット等

### ◎レベル3建材の除去作業に関する主な留意事項

- ・原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損したレベル3建材は、丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からのアスベストの飛散防止を図ること。
- ・やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPA フィルター付き局所集じん装置を使用する等アスベストの飛散防止を図ること。
- ・アスベストを飛散させるおそれのある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲むこと。

## 参考資料

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル (<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

## お問合せ先

ご不明な点がございましたら、最寄りの保健所又は県庁までご連絡願います。

お問合せ先		電話番号
四国中央保健所	衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所	環境保全課	0897-56-1300
今治保健所	環境保全課	0898-23-2500
中予保健所	環境保全課	089-941-1111
八幡浜保健所	環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所	環境保全課	0895-22-5211
県庁	環境政策課	089-912-2347

アスベストの飛散防止にご理解・ご協力願います！

